

盛岡広域振興局長告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月23日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市鵜飼御庭田42番、45番、56番1、60番2、64番6及び65番3並びにこれらに隣接介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 滝沢市鵜飼狐洞1番地155 株式会社信友